大仙市社会福祉協議会　介護予防・日常生活支援総合事業における
第１号訪問事業（指定相当訪問型サービス・訪問型サービスＡ）重要事項説明書

１．事業者（法人）の概要

令和７年４月１日現在

事業者（法人）の名称	社会福祉法人　大仙市社会福祉協議会
所　在　地	秋田県大仙市大曲通町1番14号　大仙市健康福祉会館３階
代表者（職名・氏名）	会　長　　佐　藤　　力
電　話　・　ＦＡＸ	電話　０１８７－６３－０２７７　・　FAX　０１８７－６２－８００８

２．事業所の概要

事　業　所　名	大仙市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	
主たる事業所の所在地	秋田県大仙市大曲通町１番 14 号　大仙市健康福祉会館３階	
電　話　・　ＦＡＸ	電話　０１８７－６３－８９１１　・　FAX　０１８７－６２－８００８	
サービス種類・事業所番号	第１号訪問事業　指定相当訪問型サービス 第１号訪問事業　訪問型サービスＡ	**０５７０８１１８９３**
サービス提供地域	大仙市、仙北市、美郷町の区域	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

第１号訪問事業　指定相当訪問型サービスは、身体介護と生活援助を行います。
第１号訪問事業　訪問型サービスＡは、生活援助のみを行います。
どちらも訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、日常生活上のお世話を行うサービスです。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院･外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

５．事業所の職員体制

職　種	人　員	資　　格
管理者	１名（兼務）	介護福祉士
訪問介護員等	３０名以上 （常勤１５名以上、非常勤１５名以上） 内サービス提供責任者 （３名以上）	介護福祉士、准看護師、ヘルパー２級 介護職員初任者研修修了、実務者研修修了 広域指定の研修修了者 ・サービス提供責任者 ３年以上の実務経験を有する介護福祉士
事務担当職員	１名（兼務）	社会福祉主事任用資格

６．営業日及び時間

（１）営　業　日　　毎週月曜日から金曜日までとし、国民の祝日と１２月２９日から１月３日までについては休業日となります。ただし、利用者の要請で会長が認めた場合はこの限りではありません。

（2）営 業 時 間　　訪問介護は午前８：３０～午後５：１５までとなります。ただし、利用者の要請で会長が認めた場合はこの限りではありません。
※上記の営業日、営業時間以外でも緊急時等必要に応じ対応いたします。

緊急連絡先　・中央及び東部介護ステーション　０８０－１６６１－３８９１
・西部介護ステーション　０８０－１６６１－３８９３

７．サービス利用料及び利用者負担

（1）介護保険での給付サービスについて、法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣及び大曲仙北広域市町村圏組合が定める基準によるものとし、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。但し、給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

第１号訪問事業・指定相当訪問型サービスの利用料　【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
訪問型独自サービス１１	（１月につき）週１回程度	１１，７６０円	１，１７６円	２，３５２円	3,５２８円
訪問型独自サービス１２	（１月につき）週２回程度	２３，４９０円	２，３４９円	４，６９８円	7,０４７円
訪問型独自サービス１３	（１月につき）週２回を超える程度	３７，２７０円	３，７２７円	７，４５４円	１１,１８１円
訪問型独自サービス２１	（１回につき）標準的なサービス	２，８７０円	２８７円	５７４円	８６１円
訪問型独自サービス２２	（１回につき）２０～４５分の生活援助	１，７９０円	１７９円	３５８円	５３７円
訪問型独自サービス２３	（１回につき）４５分以上の生活援助	２，２００円	２２０円	４４０円	６６０円
訪問型独自短時間サービス	（１回につき）短時間の身体介護	１，６３０円	１６３円	３２６円	４８９円
サービス利用当該月の上限額		３７，２７０円	３，７２７円	７，４５４円	１１,１８１円

※介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算として、上記の利用料金に介護職員等処遇改善加算Ⅲ18．2%が加算されます。
また、大曲仙北広域市町村圏組合が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（2）指定相当訪問型サービスは、新規に訪問介護計画を作成した利用者に、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行うか同行訪問した場合、初回加算として当月のみ２００単位が加算され利用者の負担となります。

（3）生活機能の向上を目的として理学療法士や作業療法士、また言語聴覚士と連携し、訪問介護計画を作成した場合、１月につき１００単位が加算され利用者の負担となります。

第１号訪問事業・訪問型サービスＡの利用料

サービスの内容	基本利用料（１回あたり）	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
生活援助のみ（上限額２９，８２０円）	１，７６０円	１７６円	３５２円	５２８円

（4）訪問介護員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（自動車の場合は、キロ３７円の実費）の支払いが必要となります。

（5）利用者負担額及び実費負担額は、１ヵ月ごとに計算してご請求しますので、翌月２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
① 原則として、利用者指定口座から月１回の自動引き落とし
・利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、JA 秋田おばこ
② 振込依頼書による事業者指定口座への振り込み
・利用できる指定金融機関：秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、JA 秋田おばこ
③ 上記によりがたい場合は現金でのお支払い等ご相談に応じます。

８．事故発生時の対応

第１号訪問事業の提供により利用者に病状の急変、その他緊急の事態が生じた場合は、主治医、当該利用者の家族や担当しているケアマネジャー等に連絡を行い、必要な措置を講じなければならないとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について当該従業者が記録します。
また、利用者に対する第１号訪問事業の提供により賠償すべき事故の場合は、速やかにこれを行います。
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

（１）保険会社名　　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
（２）保険名　　介護保険　社会福祉事業者総合保険
（３）補償の概要　　賠償責任（身体）１人最高 5,000 万円　／（財物）１事故あたり最高 500 万円

９．虐待の防止及び身体拘束等の適正化について

（１）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
（２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
（３）事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束等の適正化（以下「虐待防止等」という。）のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
② 従業者に対し、虐待防止等のための研修を定期的に実施します。
③ 虐待防止等のための指針を整備しています。
④ 虐待防止等に関する責任者を選定しています。
⑤ 苦情解決体制を整備しています。
⑥ 成年後見制度の利用を支援します。

虐待防止等に関する責任者	管理者 上田 富喜子

１０．感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１１．相談窓口、苦情の対応

（１）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

秋田県国民健康保険団体連合会	秋田市山王四丁目２番３号（秋田県市町村会館４階） 電話０１８－８８３－１５５０（相談専用）
大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所	秋田県大仙市高梨字田茂木 10 番地 電話０１８７－８６－３９１０
大仙市高齢者包括支援センター	秋田県大仙市大曲花園町１番１号 電話０１８７－６３－１１１１（内線１７１）
大仙市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	秋田県大仙市大曲通町１番 14 号（大仙市健康福祉会館内） 苦情解決責任者　上田　富喜子 電話　０１８７－６３－８９１１　FAX　６２－８００８

（２）苦情処理を円滑かつ迅速に行うための処理体制・手順は次のとおりです。

① 苦情処理台帳に記入。
② 苦情についての調査を行い事実の確認を行う。
③ 苦情処理方法を記載し、管理者の決裁を得る。
④ 苦情処理については、関係者の連携を行う。
⑤ 苦情処理の状況及び改善方法について利用者に報告、確認を行う。
⑥ 苦情処理は原則として１日以内に行うこととする。
⑦ 苦情処理についての成果等を台帳に記載する。

１２．業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続

計画に従い必要な措置を講じます。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。さらに定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１３．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
① 医療行為及び医療補助行為
② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所のサービス提供責任者または担当のケアマネジャーへご連絡ください。

（４）利用者は、訪問介護員の変更を申し出ることができます。ただし、事業者は訪問介護員が上記基本方針に反する行為など、利用者に精神的苦痛を与えている等の実態を確認し、そのうえで申し出の希望に沿うようにします。

１４．第三者による評価の実施状況　第三者による評価は実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　所在地　　秋田県大仙市大曲通町１番 14 号
事業者（法人）名　社会福祉法人　大仙市社会福祉協議会
代表者職・氏名　　会　長　　佐　藤　　力　　印

説明者　　所属　　介護ステーション

職名　サービス提供責任者　氏名　　印

令和　　年　　月　　日

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所　　大仙市

氏　名　　印

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名　　印

立　会　人　　住　所

氏　名　　印